

議案第 5 5 号

北本市公民館設置及び管理条例の一部改正について

北本市公民館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 9 月 2 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市公民館設置及び管理条例（昭和 5 8 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 照明設備の項中

「 ^{じん} 芯なしマシン	1 台	5 0 0 円	」
ファイヤーマシン	1 台	5 0 0 円	

を

「芯なしマシン	1 台	5 0 0 円	」
---------	-----	---------	---

に改め、同表音響設備の項中

「フォールドスピー カー（小）	1 台	1 0 0 円	」
拡声装置（練習室）	1 式	5 0 0 円	

マイク・レコードプレーヤー・テープレコーダー・カセットテープレコーダーを含まない。

を

「	フォールドスピー カー（小）	1台	100円	」
---	-------------------	----	------	---

に改め、同表ピアノの項を次のように改める。

ピアノ	グランドタイプ	1台	8,000 円	調律料を含まない。
-----	---------	----	------------	-----------

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第2
照明設備の項及び音響設備の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号参考資料

北本市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行					改 正 案					
別表第 2 (第 1 7 条関係)					別表第 2 (第 1 7 条関係)					
区分	名称	単位	金額 (円) (1 回につき)	備考	区分	名称	単位	金額 (円) (1 回につき)	備考	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
照明設備	略	略	略	略	照明設備	略	略	略	略	
	芯なしマ シン	1 台	5 0 0 円			芯なしマ シン	1 台	5 0 0 円		
	ファイヤ ーマシン	1 台	<u>5 0 0 円</u>							
	略	略	略	略		略	略	略	略	略
音響設備	略	略	略	略	音響設備	略	略	略	略	
	フォール ドスピー カー (小)	1 台	1 0 0 円			フォール ドスピー カー (小)	1 台	1 0 0 円		
	拡声装置 (練習室)	1 式	<u>5 0 0 円</u>	マイク・レコ ードプレーヤ ー・テープレ コーダー・カ						

